

ACSV MONTHLY LETTER

前号でお伝えした通り、10%への消費税増税は2年半再延期するとされていますが、適格請求書等保存方式（インボイス制度）には言及しておらず、改正されなければ平成33年4月から段階的に導入されることとなります。

● 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

納付する消費税額は、原則として以下の通り算定されます。

$$\boxed{\text{売上等の消費税額}} - \boxed{\text{仕入・経費・資産購入等の消費税額（仕入税額控除）}}$$

インボイス方式が導入されれば、「適格請求書発行事業者」として登録済みの事業者から交付された「適格請求書類（インボイス）」がなければ、仕入税額控除することができません。

例えば売上高22万円、外注費19.8万円で、消費税率10%とすると、

外注先が	登録済	本体	売上高20万円－外注費18万円＝利益2万円
		消費税	売上高2万円－外注費1.8万円＝納付額0.2万円
	未登録	本体	売上高20万円－外注費19.8万円＝利益0.2万円
		消費税	売上高2万円－外注費ゼロ＝納付額2万円

となり、同じ支払額でも外注先が未登録の事業者の場合は、仕入税額ゼロとして計算されます。結果、未登録の外注先には本体のみの18万円を支払うことになるでしょう。

外注先が登録申請をすれば問題ないのですが、登録をした場合は、翌年以降、免税事業者にはなれません。つまり、**インボイスを発行するには、事実上、課税事業者となることを強制され、消費税を納めなければなりません。**

課税売上高が1000万円以下の事業者は、現状では消費税の納付が免除（免税事業者）されておりますが、インボイス制度導入後は、登録事業者となって消費税を納めるか、事業者向けの売上が減少（消費税を請求できない）するか、の判断が迫られます。

【夏季休業のお知らせ】

8月11日（水）～15日（月）は夏季休業させていただきます。

また、お盆明けは8月16日（火）から営業予定です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	
9月		

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。